

羽曳野市立青少年児童センター目的外使用料に関する要綱

制 定 令和 7 年 9 月 19 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、羽曳野市行政財産使用料条例(昭和 44 年羽曳野市条例第 13 号。以下「条例」という。)及び羽曳野市行政財産使用料条例施行規則(昭和 44 年羽曳野市規則第 3 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、羽曳野市立青少年児童センター(以下「センター」という。)の目的外使用に係る使用料(以下「目的外使用料」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的外使用料の額)

第 2 条 規則第 3 条第 6 号に規定するその都度市長が定める額は、別表に定める額とする。

(目的外使用料の減免)

第 3 条 規則第 4 条の規定による減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ市長に申請書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、減免の可否を決定し、その結果を書面により前項の者に通知するものとする。

(目的外使用料の還付)

第 4 条 条例第 6 条ただし書の規定により目的外使用料を還付する基準及び割合は、次のとおりとする。

(1) 使用しようとする日の前日(同日が休館日に当たるときは、当該日の前日)までに使用の取消しを申し出た場合 目的外使用料の全額

(2) 災害その他不可抗力により使用ができない場合 目的外使用料の全額

(3) 避難所が開設されたことにより使用ができない場合 目的外使用料の全額

2 前項の目的外使用料の還付を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、還付の可否を決定し、その結果を書面により前項の者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

施設	目的外使用料(円)			
	午前 9 時から 正午まで	正午から午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 6 時(運動 広場にあって は午後 5 時)ま で	午後 6 時から 午後 9 時まで
学習室	1,000	1,000	1,000	1,000
料理教室	2,000	2,000	2,000	2,000
体育館	1,500	1,500	1,500	1,500
運動広場	1,500	1,500	1,000	

備考

- 1 センターを使用する者の住所(法人にあっては、その事務所の所在地)が本市の区域外である場合における目的外使用料の額は、この表に定める額の 5 割に相当する額を加算した額とする。
- 2 営利を目的として使用する場合における目的外使用料の額は、この表に定める額に 10 を乗じて得た額とする。
- 3 空気調和設備を使用する場合における目的外使用料の額は、この表に定める額(営利を目的として使用する場合にあっては前項の額)に 3 時間までごとに 1,000 円を加算した額とする。